

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年7月22日

鳥取県立青谷かみじち史跡公園所長 西村 芳将

## 1 調達内容

### (1) 業務名及び数量

青谷かみじち史跡公園事務所等移転業務 一式

### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

### (3) 業務期間

契約締結日から令和6年12月27日まで

### (4) 入札方法

ア 入札は、紙入札とし、入札書は所定の書式（入札説明書の入札書（様式第4号））を使用すること。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が運送・旅客業の貨物運送に登録されている者であること。

(3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 指定文化財を含む出土品・美術品・資料等の梱包・輸送・展示・撤去を含む業務を過去5年以内に直接遂行した経験を有する者とする。また、下記の個別要件をいずれか満たしていること。

ア 博物館法に定めるところの博物館または博物館法相当施設において、歴史的資料（出土品等）の輸送業務に従事した経験を有していること。

イ 美術品梱包・輸送にかかる取扱技能習得のための講習会等を受講していること。

ウ 過去5年以内に歴史的資料を取扱う業務に作業責任者として従事経験を有すること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立青谷かみじち史跡公園（鳥取市青谷町総合支所事務所）

## 4 入札手続等

### (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒689-0592 鳥取県鳥取市青谷町青谷667 鳥取市青谷町総合支所2階

鳥取県立青谷かみじち史跡公園（鳥取市青谷町総合支所事務所）

電話 0857-85-5011 ファクシミリ 0857-85-5012

電子メール aoya-kami.jichi@pref.tottori.lg.jp

### (2) 入札説明書等の交付方法

令和6年7月22日(月)から同年8月5日(月)までの間にインターネットの鳥取県立青谷かみじち史跡公園のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/aoyakamijichi/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年7月22日(月)から同年8月5日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月19日(月)午前10時00分 即時開札

イ 場所

〒689-0592 鳥取県鳥取市青谷町青谷667 鳥取市青谷町総合支所2階  
鳥取県立青谷かみじち史跡公園事務所 出土品整理作業室2

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に令和6年8月5日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。